

議案第45号

工事請負契約の締結について

工事請負について、下記のとおり契約を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 工 事 名 公共下水道中原・姫方地区污水管築造工事(3工区)
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 ¥81,108,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥6,008,000-)
4. 契約の相手方 住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2755番地
氏 名 株式会社 野口機工建設
代表取締役 野口 四都男

平成30年 9月10日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



建設工事仮請負契約書



1. 工 事 名 公共下水道中原・姫方地区污水管築造工事（3工区）
2. 工 事 場 所 三養基郡みやき町大字簗原地内
3. 工 期 自 議会の議決を得た日から
至 平成 31年 2月 28日
4. 請 負 代 金 額 ¥81,108,000.-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥6,008,000.-)
5. 請負代金の支払地 みやき町役場出納室
6. 契 約 保 証 金 財務規則第138条第4項(1)により免除
7. 請負代金のうち解体工事に要する費用等 別紙のとおり



上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の佐賀県建設工事請負契約約款の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自1通保有する。

(経過措置)この仮契約書は、この契約締結に係るみやき町議会の議決を得たときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

平成 30年 8月 24日

発 注 者 住 所 三養基郡みやき町大字東尾737番地5

氏 名 みやき町長 末安 伸之



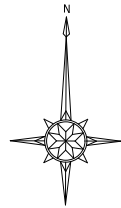
請 負 者 住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 2755

氏 名 株式会社 野口機工建設
代表取締役 野口 四都男



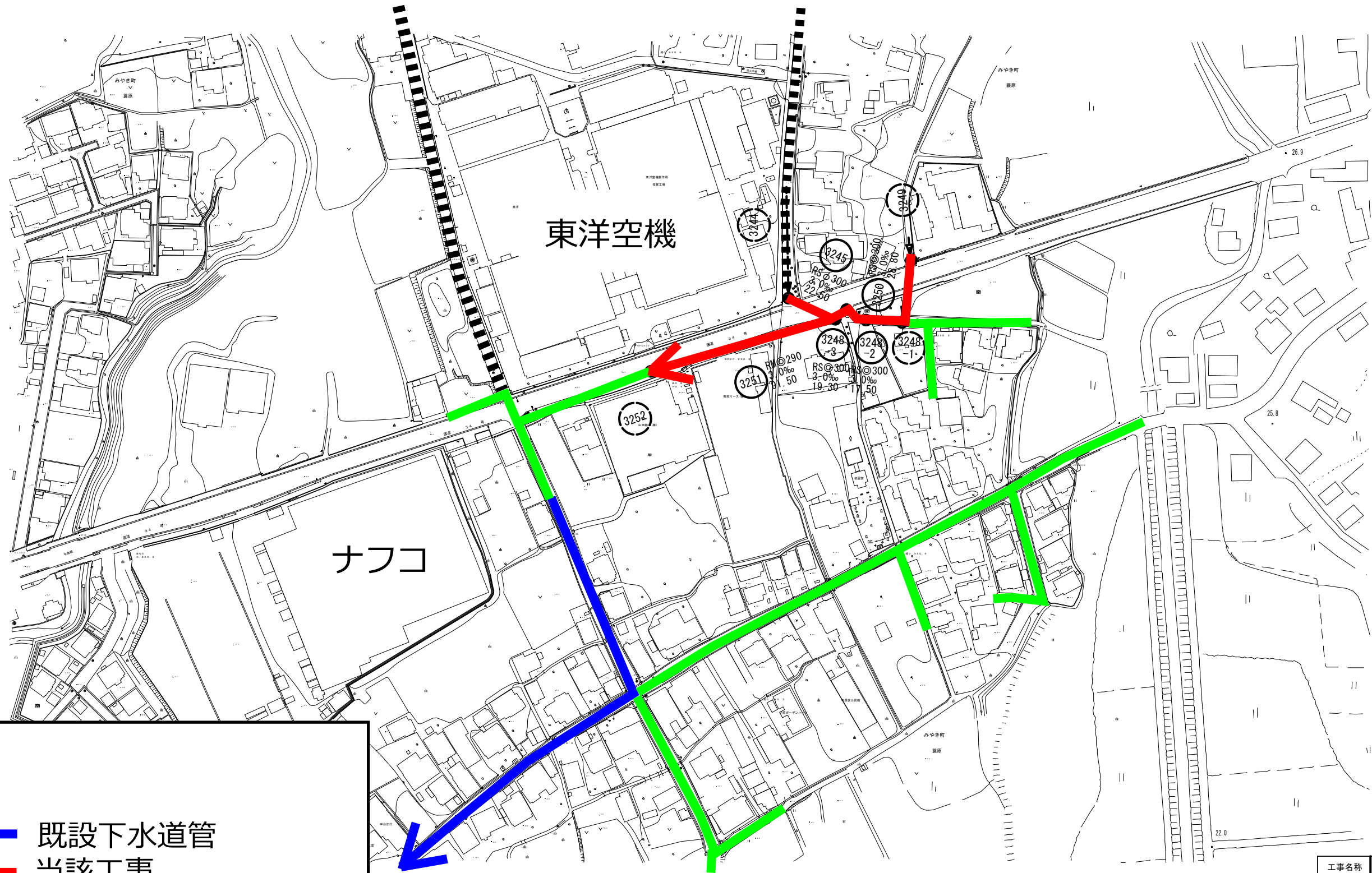
中原中学校
グラウンド

国道34号線



→ 至鳥栖

← 至上峰



凡例

- 既設下水道管
- 当該工事
- 今年度予定工事
- - - - - 次年度以降予定工事

工事名称	公共下水道 中原・姫方地区污水管築造工事(3工区)			
図面名称	系統図			
縮尺	図示			
図面番号	23 葉之内 2			
設計年月日				
番号				
課長	係長	係	設計	
みやき町役場 下水道課				